

鳥取市あおや和紙工場の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第205号）新旧対照表 第13条関係

改正後	改正前																				
<p>○鳥取市あおや和紙工場の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和16年10月19日 鳥取市条例第205号</p> <p>第1条 ～ 第15条 （略） 別表第1項及び第2項 （略）</p> <p>3 施設利用料</p> <table border="1" data-bbox="237 683 1106 973"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール、研修室、創作室、ミーティングルーム</td> <td>1時間につき400円</td> </tr> <tr> <td>手すき和紙体験工房</td> <td>1時間につき1,000円</td> </tr> <tr> <td>企画展示室</td> <td>1日につき4,000円</td> </tr> <tr> <td>喫茶室</td> <td>1月につき31,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 1時間未満は、1時間とする。 2 喫茶室の光熱水費は、利用者の負担とする。</p>	区分	金額	多目的ホール、研修室、創作室、ミーティングルーム	1時間につき400円	手すき和紙体験工房	1時間につき1,000円	企画展示室	1日につき4,000円	喫茶室	1月につき31,000円	<p>○鳥取市あおや和紙工場の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年10月19日 鳥取市条例第205号</p> <p>第1条 ～ 第15条 （略） 別表第1項及び第2項 （略）</p> <p>3 施設利用料</p> <table border="1" data-bbox="1133 683 2002 973"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール、研修室、創作室、ミーティングルーム</td> <td>1時間につき400円</td> </tr> <tr> <td>手すき和紙体験工房</td> <td>1時間につき1,000円</td> </tr> <tr> <td>企画展示室</td> <td>1日につき4,000円</td> </tr> <tr> <td>喫茶室</td> <td>1月につき30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 1時間未満は、1時間とする。 2 喫茶室の光熱水費は、利用者の負担とする。</p>	区分	金額	多目的ホール、研修室、創作室、ミーティングルーム	1時間につき400円	手すき和紙体験工房	1時間につき1,000円	企画展示室	1日につき4,000円	喫茶室	1月につき30,000円
区分	金額																				
多目的ホール、研修室、創作室、ミーティングルーム	1時間につき400円																				
手すき和紙体験工房	1時間につき1,000円																				
企画展示室	1日につき4,000円																				
喫茶室	1月につき31,000円																				
区分	金額																				
多目的ホール、研修室、創作室、ミーティングルーム	1時間につき400円																				
手すき和紙体験工房	1時間につき1,000円																				
企画展示室	1日につき4,000円																				
喫茶室	1月につき30,000円																				